

2026 年 3 月 30 日
(一社) ROTOBO

【周知依頼/経産省】 令和 7 年度補正グローバルサウス未来志向型共創等事業費補助金（大型実証／小規模実証・FS 事業） に係る補助事業者の公募について

掲題の件につきまして、経済産業省より、下記の周知依頼がございましたのでご連絡いたします。

※ご不明点等ございましたら、下記公募特設サイトにお問い合わせいただきますようお願いいたします。

=====

GS 事業の大型実証（非 ASEAN）、小規模・FS について、公募特設サイトが開設し、募集要領暫定版が公開されましたのでお知らせします。

（大型 ASEAN 事業は 3 月 31 日の予定です。）

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/cooperation/oda/r7hosei_gshojo_1.html

小規模実証・FS 事業

募集要領公開：令和 8 年 3 月 30 日（月） 12：00 ※暫定版の公開となります。

公募受付開始：令和 8 年 4 月 17 日（金） 12：00（予定）

公募受付〆切：令和 8 年 5 月 11 日（月）（予定）

採択結果公表：令和 8 年 6 月末頃（予定）

※公募説明会は、公募開始後に開催予定。

公募特設サイト：<https://r7h-gs-hojo-web-fspoc.jp/>

大型実証事業（ASEAN 地域・非 ASEAN 地域）

募集要領公開：

（ASEAN 地域） 令和 8 年 3 月 31 日（火）（予定） ※暫定版の公開となります。

（非 ASEAN 地域） 令和 8 年 3 月 30 日（月） 12：00（予定）

※暫定版の公開となります。

公募受付開始：令和 8 年 6 月頃を予定

公募受付〆切：令和 8 年 6 月頃を予定

採択結果公表：未定

公募特設サイト：公募開始と同時に公開予定です。

ASEAN 地域　：3/31　12:00 公開予定

非 ASEAN 地域：<https://r7h-gs-hojo-web-lsna.jp/>

グローバルサウス未来志向型共創等事業

(大型実証・小規模実証/FS)

2026年3月

経済産業省 通商政策局 貿易振興課

グローバルサウス未来志向型共創等事業

通商政策局

(1) 貿易振興課、欧州課

(2) 総務課

(3) 技術・人材協力室、南西アジア室

令和7年度補正予算額 総額約1,546億円(国庫債務負担行為等を含む)

事業の内容

事業目的

グローバルサウスが抱える課題（DX/GX分野等）を解決することによる同市場の成長力を活かした日本国内産業活性化、米国関税の影響を受ける日本企業の新市場開拓、特定国への依存低減による経済安全保障の確保（サプライチェーン強靱化等）を図る。また、同時にグローバルサウス諸国との経済連携を強化する。

事業概要

(1) グローバルサウス未来志向型共創等事業

グローバルサウス諸国において、日本企業が、現地企業と互いの強みを活かしたGX/DX等による社会課題解決の実現や、サプライチェーン強靱化・経済安全保障の確保に資する危機管理投資に繋がる実証事業等への支援を行う。また、ウクライナ支援も対象とし、周辺国である中東欧諸国等からの支援も含めて、ウクライナ復興に資する事業を推進する。

(2) グローバルサウス市場開拓に向けた支援事業

国内産業の活性化や強靱なサプライチェーンの構築等に向け、グローバルサウス諸国とのビジネス関係拡大に資する事業案件を発掘・組成するための現地情報の収集・提供やビジネスイベントの開催等を行うとともに、必要な支援体制を強化する。

(3) 技術・人材連携を通じたグローバルサウスとの共創事業

日本企業が海外進出する際の相手国パートナー企業の育成、高度外国人材の活躍推進、二国間連携・国際協調に資する人材協力を通じて、日本企業の海外展開とグローバルサウス諸国との経済連携強化を推進する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

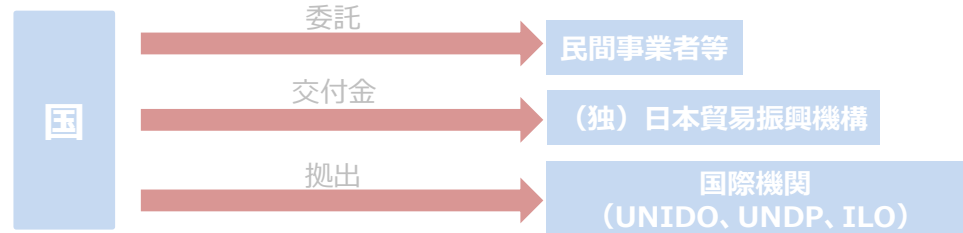
(1) グローバルサウス未来志向型共創等事業



(2) グローバルサウス市場開拓に向けた支援事業



(3) 技術・人材連携を通じたグローバルサウスとの共創事業



成果目標

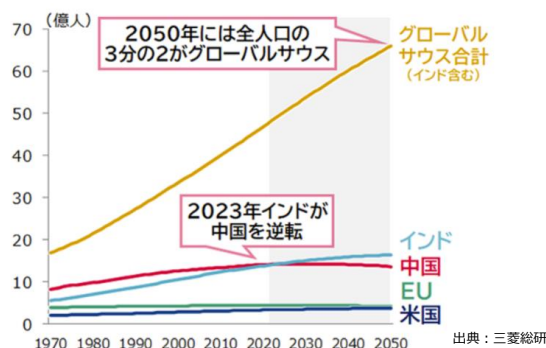
- 大型実証、小規模実証、実現可能性調査等の実施を通じて、将来的な日本企業の海外インフラ等の受注を目指す。
- 研修等による人材育成、インターンシップ等による高度外国人材の獲得・活用等を通じ、グローバルサウス諸国への海外展開を促進する。

事業趣旨

- 激変する国際情勢下においてグローバルサウスとの連携を強化することで、国際秩序の安定を目指す。
- また、相手国のニーズが高いDX/GX分野を中心に共創案件の形成等を支援することで、成長余力が高い同地域の活力を生かした日本のイノベーション創出や、有志国間での産業基盤のネットワーク構築、経済安保強化等にも裨益。これら成果をFOIPの実現にも繋げていく。

＜我が国にとってのグローバルサウス諸国の重要性＞

① 成長力の高い市場



② 経済安保上重要な相手

- ◆ リチウム
中国：55%、チリ：30%
- ◆ レアアース
中国：60%、ベトナム：16%
- ◆ ニッケル
インドネシア：28%、フィリピン：26%

③ 国際秩序形成の鍵

印主催「グローバルサウスの声サミット」
(2023年1月) 参加国は120以上

露非難決議は、多くの新興国・途上国が
露にも配慮してバランスを取る姿勢



- ◆ グローバルサウスの共通課題である産業の脆弱さ、保健・防災・食糧問題等に対し、デジタル等の新興技術を社会実装し、自律的で迅速なソリューションを相手国に提供。
- ◆ その際、日本と現地企業が共創型でビジネスを興し、相手国産業の育成や社会課題解決のみならず、日本企業のイノベーション創出や技術展開、サプライチェーン強靱化という双方の「win-win」を実現。
- ◆ 事業収益確保に留まらない、日本の産業構造の高度化、強靱化等に資する案件をFS／実証等通じて支援していく。

＜事業例＞

AI等新技術の社会実装

グローバルサウス諸国

案件組成や現地人材の育成等による社会課題解決

日本へデータ等を還元、高度人材還流など（イノベーションの源）

R&D拠点整備等が
促される効果

日本

執行スキーム

- ①補助上限40億円の大型実証、② 補助上限 1 億円のFS、③補助上限5億円の小規模実証の3つに分かれる。
- 事業実施期間は、①大型実証は補助交付契約締結又は交付決定から3年間、② FSは交付決定から1年程度、③小規模実証は交付決定から1年半程度（昨年度までは1年間だった事業期間を拡大）。

大型実証（対ASEAN加盟国）

予算額：505億円

執行団体（デロイトトーマツ）

（公募・採択）

事業者等

大型実証（ASEAN加盟国以外）

予算額：314億円

執行団体（TOPPAN）

（公募・採択）

事業者等

- ・補助額：5億円超、40億円以下
- ・補助率：中小企業以外1/2、中小企業2/3
- ・事業期間：最長3年間
（ただし、最長でも2030年3月末まで）
- ・公募スケジュール：※予定
3月末 暫定募集要領公開
6月頃 提案受付
未定 採択結果公表

小規模実証・FS

予算額：152億円

執行団体（TOPPAN）

（公募・採択）

事業者等

- ・補助額：FS事業 上限1億円
小規模実証 上限5億円
- ・事業期間：FS事業 1年間
小規模実証 1年6ヶ月
- ・補助率：中小企業以外1/2、中小企業2/3
- ・公募スケジュール：※予定
3月末 暫定募集要領公開
4/17(金)～5/11(月) 提案受付
6月末頃 採択結果公表

「令和7年度補正グローバルサウス未来志向型共創等事業費補助金（ウクライナ復興支援・中東欧諸国等連携強化）」事業

※担当課が異なるため、
本資料では詳細割愛（問合せ先は巻末参照）

小規模・FS

- ## 採択後の交付手続（交付申請・審査・交付決定）

事業者による小規模実証
(1年6ヶ月以内)

- 令和7年度補正事業では、以下の分野に関する案件を募集する予定です。

① G X 分野

- ・化石燃料からクリーンなエネルギー利用への転換等GHG排出削減を図る案件

② D X 分野

- ・デジタル技術を用いて、ビジネスモデルの変革を図る案件

例：エネルギー×DX、航空・宇宙×DX、半導体×DX、医療・ヘルスケア×DX、リサイクル×DX、防災・気候変動×DX、農林水産×DX、交通・物流×DX、都市開発×DX

③ 経済安全保障分野

- ・「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令」で指定された「特定重要物資※」に係る案件

※内閣府のHPで確認下さい。

https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/supply_chain/supply_chain.html

大型実証事業のみに適用される要件（※詳細は募集要領をご覧ください。）

大型実証

- 申請者及び関連会社※が実施する、申請内容と同じ分野・目的の他の海外プロジェクトが存在する場合には、**(1)事業環境の違いや(2)主たる技術の差異を精査**する。
※海外子会社（出資比率10%以上）又は海外孫会社（出資比率50%超の海外子会社の出資比率50%超）
- 申請者が**大企業等の場合は、相手国政府等（中央政府、地方政府、国営企業等）との協力を示すMOUやレターを応募時又は事業開始後1年以内に提出する。**
- 政府支援の必要性、他の海外プロジェクトとの際等を含む**プレスリリースを採択後に行う。**

- **【相手国碑益】**グローバルサウス諸国の産業基盤構築や技術育成、社会課題解決に資するものであること。
- **【日本碑益】**日本の産業構造の高度化、高度技術の海外展開やサプライチェーンの強靱化に資するものであること。具体的には以下 3 類型の少なくとも 1 類型に該当し、**定量的にその効果が示せること**。

類型①我が国のイノベーション創出につながる共創型 の要件

- ・日本で既に技術的には確立されたものであること
- ・該当国において事業に未適用なプロジェクトであること
(又はスケール化を含む事業化にあたっての課題が明確であること)
- ・日本へのリバースイノベーションに資すること

類型②日本の高度技術海外展開型 の要件

- ・日本で既に技術的には確立されたものであること
- ・該当国において事業に未適用なプロジェクトであること
(又はスケール化を含む事業化にあたっての課題が明確であること)
- ・事業化に至った際に、日本の雇用増加等に繋がること

類型③サプライチェーン強靱化型 の要件

- ・日本の産業構造上重要と考えられる物資を対象とすること
※特定重要物資に指定されているもの以外でも、サプライチェーン上の重要性が合理的に説明されているものも対象に含みます
- ・該当国において事業に未適用なプロジェクトであること
- ・日本の一国への輸入依存度が高く、本事業を通じた供給構造の変化が日本のサプライチェーン強靱化に資すること

- 本事業における実証とFSの定義は以下のとおり。

■ 実証事業の定義

実証事業とは、**実地に適用可能な段階にある技術・システム・制度などを、グローバルサウス諸国において、その有効性や経済性などを確認すること**を指します（事業化に向けたスケール化を目指す実証です）。

なお、本事業は研究開発や設備取得を支援する事業ではありません。

※事業実施期間中に補助対象経費を用いた製品及びサービス等の有償販売及び有償提供を行う場合、補助事業に要する経費の自己負担分（＝「補助事業に要する経費」－「補助金額」）以上の利益が出る事業（補助事業に要する経費の自己負担分を賄う以上の利益が出る場合は本事業の対象外です）。

※本事業においては、実証事業にかかる収益納付規定はありません。

○対象外となる例

- ・研究開発を行うもの。
- ・設備取得のみで、実証要素のないもの。
- ・日本国内において実証を行うもの。

■ FS事業の定義

グローバルサウス諸国において、案件組成段階で事業化の可能性を調査すること。実行可能性、採算性などを調査することを指します。

調査・検討する内容は、事業の外部要因として政治、法制、規制、経済、技術動向、自然環境、社会環境といったマクロ環境と、業界の動向、市場調査、競合状況、財務的可能性(IRRを含む)等の個別案件のミクロ環境の調査を含むものとします。

補助内容の概要①（申請者要件等）

（今後変更の可能性あります）

大型実証

小規模・FS

- 正確な内容は各事業の募集要領等でご確認ください。

■ 補助事業を実施する者

- ① **日本企業**（日本に拠点及び法人格を有している者）※複数者による共同申請も可能
- ② **日本企業の現地法人**（出資比率10%以上の海外子会社又は出資比率50%超の海外子会社の出資比率50%超の海外孫会社）

※現地法人のみによる申請はできません。①の**単独申請** 又は ①と②の**共同での申請**となります。

※実証事業では、①の日本企業と②の日本企業の現地法人による機械設備等の購入・所有が可能です（相手国政府や企業が所有する設備等は補助対象となりません）。

※大型実証では、現地法人（SPC等）設立前の段階でも、応募は可能です。

※①、②に該当しない事業者（現地パートナー等）が委託先・外注先として参画することは可能ですが、委託・外注費の割合は小規模・FSは40%未満、大型実証は50%未満とする必要があります。

■ 補助対象経費

人件費、旅費（招聘分含む）、会議費、謝金、機械設備費・システム購入費(※1)、
備品費、(借料及び損料)、消耗品費、委託・外注費、印刷製本費、補助員人件費、
その他諸経費(※2)

(※1) 実証事業の場合に補助対象となります。FS事業では計上できません。

補助事業期間終了後も、補助金の目的に沿って事業に活用していただくことが可能です。

(※2) 土地・建物の取得費用や自動車・パソコン等の汎用的な物品の購入費用は補助対象外です。

- 正確な内容は各事業の募集要領等でご確認ください。

■ 審査・採択

応募書類の要件を満たしているか事務局で確認の上、採択の審査は、第三者委員会において行われます。

■ 主な審査基準 等

- ・事業実施期間内に事業が終了するか。FS・実証事業のスケジュールが妥当であるか。
- ・実証事業については実証性があるか。（技術的課題や、事業化にあたっての課題が明確に設定されているか。）
- ・類型1,2,3のうちどれか1つ以上に該当し、日本国内産業を活性化する事業であるか。（日本碑益）
- ・事業実施国の社会課題解決に資するか。（相手国碑益）
- ・補助事業の終了後、3年以内（大型実証）又は5年以内（小規模実証・FS）に事業化が実現可能となる計画となっているか。
- ・過去又は現在、政府等が助成する他の事業と類似又は同一でないか（GS補助金内でも、FS実施後に実証に進むケースは認められますが、同一案件についてのFSや実証を複数回実施するケースは不可です）。

■ その他

- ・補助事業終了時に事業の成果に関する報告書を事務局に提出して頂きます。
- ・経産省等の中央官庁・事務局が出席するオンライン報告会を事業実施期間中に複数回実施します。
（小規模実証・FSは事業期間中に3回、大型実証は半年に1回程度。）
- ・事業終了後もフォローアップ期間があり、毎年度、事業の進捗状況・成果の報告を求めます。
（小規模実証・FSは事業終了後5年間、大型実証は事業終了後3年間。）
- ・取得価格50万円以上の機械・器具等の取得財産は、一定期間（耐用年数）の処分制限があります。
この期間内に財産を処分（補助金の交付の目的に反した使用、譲渡、貸付け又は担保に供すること）する場合には、補助金の一部または全額を納付していただきます。

(ご参考) 海外プロジェクト支援スキーム全体像（案件形成から受注まで）



(参考) これまでの採択事業

大型実証

【ASEAN】

公募時期	採択件数（応募件数）	採択事例リンク	
令和5年度一次	13件採択（ 24件応募）	JETRO	
令和5年度二次	7件採択（ 14件応募）	JETRO	
令和6年度一次	3件採択（ 5件応募）	Deloitte	
令和6年度二次	10件採択（ 14件応募）		

【非ASEAN】

公募時期	採択件数（応募件数）	採択事例リンク	
令和5年度一次	3件採択	UNIDO	
令和5年度二次	UNIDOにて採択手続き中		
令和6年度一次	2件採択（ 5件応募）	TOPPAN	
令和6年度二次	9件採択（ 24件応募）		

(参考) これまでの採択事業

小規模・FS

公募時期	採択件数（応募件数）	採択事例リンク	
令和5年度一次	36件採択（144件応募）	TOPPAN	
令和5年度二次	110件採択（163件応募）	TOPPAN	
令和5年度三次	80件採択（183件応募）	TOPPAN	
令和6年度一次	71件採択（144件応募）	TOPPAN	
令和6年度二次	75件採択（234件応募）	TOPPAN	

令和7年度補正グローバルサウス未来志向型共創等事業 問合せ先について

大型実証（対ASEAN加盟国）

担当課：経済産業省通商政策局貿易振興課
事務局：合同会社デロイトトーマツ

※各事務局において公募用サイトを設置予定です。

大型実証（ASEAN加盟国以外）

担当課：経済産業省通商政策局貿易振興課
事務局：TOPPAN株式会社

小規模実証・FS

担当課：経済産業省通商政策局貿易振興課
事務局：TOPPAN株式会社

※大型実証／小規模実証・FSの今後の公募予定、過去の採択結果は以下に掲載しています。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/cooperation/oda/index.html



令和7年度補正グローバルサウス未来志向型共創等事業費補助金 （ウクライナ復興支援・中東欧諸国等連携強化）事業

担当課：経済産業省通商政策局欧州課
事務局：未定